（長期信用銀行法施行規則の一部改正）

**第五条**　長期信用銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十三号）の一部を次のように改正する。

第二十六条の二の十六第三項中「一般放送事業者（」を「基幹放送事業者（」に、「第二条第三号の二」を「第二条第二十三号」に、「一般放送事業者をいう」を「基幹放送事業者をいい、日本放送協会及び放送大学学園（放送大学学園法（平成十四年法律第百五十六号）第三条に規定する放送大学学園をいう。）を除く」に改める。

第二十六条の二の十九の見出し中「一般放送事業者」を「基幹放送事業者」に改め、同条第一項第一号を次のように改める。

一　一般放送事業者（放送法第二条第二十五号に規定する一般放送事業者をいう。）の放送設備により放送をさせる方法

第二十六条の二の十九第一項第二号中「一般放送事業者」を「基幹放送事業者」に改める。

（信用金庫法施行規則の一部改正）

**第六条**　信用金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十五号）の一部を次のように改正する。

第百七十条の十六第三項中「一般放送事業者（」を「基幹放送事業者（」に、「第二条第三号の二」を「第二条第二十三号」に、「一般放送事業者をいう」を「基幹放送事業者をいい、日本放送協会及び放送大学学園（放送大学学園法（平成十四年法律第百五十六号）第三条に規定する放送大学学園をいう。）を除く」に改める。

第百七十条の十九の見出し中「一般放送事業者」を「基幹放送事業者」に改め、同条第一項第一号を次のように改める。

一　一般放送事業者（放送法第二条第二十五号に規定する一般放送事業者をいう。）の放送設備により放送をさせる方法

第百七十条の十九第一項第二号中「一般放送事業者」を「基幹放送事業者」に改める。

（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則の一部改正）

**第七条**　金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十六号）の一部を次のように改正する。

第三十一条の十五第三項中「一般放送事業者（」を「基幹放送事業者（」に、「第二条第三号の二」を「第二条第二十三号」に、「一般放送事業者をいう」を「基幹放送事業者をいい、日本放送協会及び放送大学学園（放送大学学園法（平成十四年法律第百五十六号）第三条に規定する放送大学学園をいう。）を除く」に改める。

第三十一条の十八の見出し中「一般放送事業者」を「基幹放送事業者」に改め、同条第一項第一号を次のように改める。

一　一般放送事業者（放送法第二条第二十五号に規定する一般放送事業者をいう。）の放送設備により放送をさせる方法

第三十一条の十八第一項第二号中「一般放送事業者」を「基幹放送事業者」に改める。

（協同組合による金融事業に関する法律施行規則の一部改正）

**第八条**　協同組合による金融事業に関する法律施行規則（平成五年大蔵省令第十号）の一部を次のように改正する。

第百十条の十六第三項中「一般放送事業者（」を「基幹放送事業者（」に、「第二条第二号の二」を「第二条第二十三号」に、「一般放送事業者をいい、日本放送協会及び放送大学学園（放送大学学園法（平成十四年法律第百五十六号）第三条に規定する放送大学学園をいう。）を除く」に改める。

第百十条の十九の見出し中「一般放送事業者」を「基幹放送事業者」に改め、同条第一項第一号を次のように改める。

一　一般放送事業者（放送法第二条第二十五号に規定する一般放送事業者をいう。）の放送設備により放送をさせる方法

第百十条の十九第一項第二号中「一般放送事業者」を「基幹放送事業者」に改める。

（保険業法施行規則の一部改正）

**第九条**　保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）の一部を次のように改正する。

第五十二条の十三の十六第三項中「一般放送事業者（」を「基幹放送事業者（」に、「第二条第三号の二」を「第二条第二十三号」に、「一般放送事業者をいい、日本放送協会及び放送大学学園（放送大学学園法（平成十四年法律第百五十六号）第三条に規定する放送大学学園をいう。）を除く」に改める。

第五十二条の十三の十九の見出し中「一般放送事業者」を「基幹放送事業者」に改め、同条第一項第一号を次のように改める。

一　一般放送事業者（放送法第二条第二十五号に規定する一般放送事業者をいう。第二百三十四条の十九第一項第一号において同じ。）の放送設備により放送をさせる方法

第五十二条の十三の十九第一項第二号及び第二百三十四条の十六第三項中「一般放送事業者」を「基幹放送事業者」に改める。

第二百三十四条の十九の見出し中「一般放送事業者」を「基幹放送事業者」に改め、同条第一項第一号を次のように改める。

一　一般放送事業者の放送設備により放送をさせる方法

第二百三十四条の十九第一項第二号中「一般放送事業者」を「基幹放送事業者」に改める。

（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則の一部改正）

**第十条**　投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成十二年総理府令第百二十九号）の一部を次のように改正する。

第二百二十四条第三項中「一般放送事業者（」を「基幹放送事業者（」に、「第二条第二号の二」を「第二条第二十三号」に、「一般放送事業者をいい、日本放送協会及び放送大学学園（放送大学学園法（平成十四年法律第百五十六号）第三条に規定する放送大学学園をいう。）を除く」に改める。

第二百二十七条の見出し中「一般放送事業者」に改め、同条第一項第一号を次のように改める。

一　一般放送事業者（放送法第二条第二十五号に規定する一般放送事業者をいう。）の放送設備により放送をさせる方法

第二百二十七条第一項第二号中「一般放送事業者」を「基幹放送事業者」に改める。

（資産対応証券の募集等又はその取扱いを行う特定目的会社及び特定譲渡人に係る行為規制等に関する内閣府令の一部改正）

**第十一条**　資産対応証券の募集等又はその取扱いを行う特定目的会社及び特定譲渡人に係る行為規制等に関する内閣府令（平成十二年総理府令第百三十号）の一部を次のように改正する。

第五条第三項中「一般放送事業者（」を「基幹放送事業者（」に、「第二条第二号の二」を「第二条第二十三号」に、「一般放送事業者をいい、日本放送協会及び放送大学学園（放送大学学園法（平成十四年法律第百五十六号）第三条に規定する放送大学学園をいう。）を除く」に改める。

第八条の見出し中「一般放送事業者」を「基幹放送事業者」に改め、同条第一項第一号を次のように改める。

一　一般放送事業者（放送法第二条第二十五号に規定する一般放送事業者をいう。）の放送設備により放送をさせる方法

第八条第一項第二号中「一般放送事業者」を「基幹放送事業者」に改める。

（信託業法施行規則の一部改正）

**第十二条**　信託業法施行規則（平成十六年内閣府令第百七号）の一部を次のように改正する。

第三十条の十六第三項中「一般放送事業者（」を「基幹放送事業者（」に、「第二条第二号の二」を「第二条第二十三号」に、「一般放送事業者をいい、日本放送協会及び放送大学学園（放送大学学園法（平成十四年法律第百五十六号）第三条に規定する放送大学学園をいう。）を除く」に改める。

第三十条の十九の見出し中「一般放送事業者」を「基幹放送事業者」に改め、同条第一項第一号を次のように改める。

一　一般放送事業者（放送法第二条第二十五号に規定する一般放送事業者をいう。）の放送設備により放送をさせる方法

第三十条の十九第一項第二号中「一般放送事業者」を「基幹放送事業者」に改める。

**附　則**

この府令は、放送法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第六十五号）の施行の日（平成二十三年六月三十日）から施行する。

（特定目的信託の受益証券の募集等を行う原委託者に係る行為規制等に関する内閣府令の一部改正）

**第十三条**　特定目的信託の受益証券の募集等を行う原委託者に係る行為規制等に関する内閣府令（平成十二年総理府令第百三十一号）の一部を次のように改正する。

第五条第三項中「一般放送事業者（」を「基幹放送事業者（」に、「第二条第二号の二」を「第二条第二十三号」に、「一般放送事業者をいい、日本放送協会及び放送大学学園（放送大学学園法（平成十四年法律第百五十六号）第三条に規定する放送大学学園をいう。）を除く」に改める。

第八条の見出し中「一般放送事業者」を「基幹放送事業者」に改め、同条第一項第一号を次のように改める。

一　一般放送事業者（放送法第二条第二十五号に規定する一般放送事業者をいう。）の放送設備により放送をさせる方法

第八条第一項第二号中「一般放送事業者」を「基幹放送事業者」に改める。

（信託業法施行規則の一部改正）

**第十四条**　信託業法施行規則（平成十六年内閣府令第百七号）の一部を次のように改正する。

第三十条の十六第三項中「一般放送事業者（」を「基幹放送事業者（」に、「第二条第二号の二」を「第二条第二十三号」に、「一般放送事業者をいい、日本放送協会及び放送大学学園（放送大学学園法（平成十四年法律第百五十六号）第三条に規定する放送大学学園をいう。）を除く」に改める。

第三十条の十九の見出し中「一般放送事業者」を「基幹放送事業者」に改め、同条第一項第一号を次のように改める。

一　一般放送事業者（放送法第二条第二十五号に規定する一般放送事業者をいう。）の放送設備により放送をさせる方法

第三十条の十九第一項第二号中「一般放送事業者」を「基幹放送事業者」に改める。

**附　則**

この府令は、放送法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第六十五号）の施行の日（平成二十三年六月三十日）から施行する。